

葛飾マンションビラ配布弾圧事件

公正裁判要請署名

2005年 月 日

東京地方裁判所刑事第12部

大島隆明 裁判長 殿

貴裁判所で審理されている亀有警察署マンションビラ配布弾圧事件について、憲法で保障された言論表現の自由が脅かされるなか、人権を守る最後の砦といわれる司法府が如何なる判断を下すか、民主主義社会の存亡にも関わる重大な裁判として関心を持っています。

本件は2004年12月23日午後、荒川庸生さんは葛飾区内のマンションに「都議会報告」、「葛飾区議団だより」などを配布する目的で立ち入ったことが、「住居侵入罪」に該当するとして不当に逮捕・起訴された事件です。

マンションの共用通路という、新聞配達人や電気・ガス・水道などの検針人という住民以外の人間の立ち入りが予定された空間に、配布目的で必要最小限の時間立ち入ったに過ぎない行為が犯罪と見なされ、男性は23日間に及ぶ身柄拘束を余儀なくされました。そればかりか、警察は男性の自宅に17名もの警察官を動員して、閑静な住宅地の玄関前に制服警察官を配備し、11名の警察官で家宅換索を強行したのです。当然、何の証拠物も押収されていませんが、荒川さんの家族が受けた恐怖感と衝撃は消し去ることのできないものでした。

そもそも東京都選挙管理委員会は、「選挙・政治活動にわたる宣伝物の配布については、本来自由でなければならない」としています。しかも、本件配布ビラは、議員の議会活動を報告するという、有権者住民の知る権利に応えるため議員として当然しなければならない行為であり、政務調査費という公費で発行されたものです。

貴裁判所が、憲法21条（表現の自由）が保障する政治的表現活動を侵害することのないよう、公正な裁判を行うよう要請するものです。

氏名	住所	カンパ